

食品安全委員会第 305 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 10 月 15 日（木） 14:00～15:22

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 大島内閣府副大臣・泉内閣府大臣政務官挨拶

(2) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク
管理機関からの説明について

・新開発食品（評価要請及び評価要請の取下げ）

エコナクッキングオイル外 9 品目

（消費者庁からの説明）

・カドミウム及びその化合物に係る水道により供給される水の水質基
準の改正について

（厚生労働省からの説明）

(3) 米国産牛肉の混載事例についての対応状況等について

（厚生労働省及び農林水産省からの報告）

(4) 食品安全モニターからの報告（平成 21 年 8 月）について

(5) その他

4. 出席者

（副大臣、大臣政務官）

大島副大臣、泉大臣政務官

（委員）

小泉委員長、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、見上委員、村田委員

（説明者）

消費者庁 相本食品表示課長

厚生労働省 吉口水道水質管理官

厚生労働省 久保水道水質管理室長補佐

厚生労働省 道野輸入食品安全対策室長

農林水産省 沖田動物衛生課課長補佐

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、北條評価課長、小野勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、新本リスクコミュニケーション官、前田評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について〈エコナクッキングオイル外 9 品目〉
- 資料 1 - 2 食品健康影響評価について意見を求めたことの取下げについて〈エコナクッキングオイル外 9 品目〉
- 資料 1 - 3 エコナ関連製品への対応について
- 資料 1 - 4 食品健康影響評価について〈カドミウム及びその化合物に係る水道により供給される水の水質基準の改正について〉
- 資料 1 - 5 水道により供給される水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価について
- 資料 2 米国産牛肉の混載事例について
- 資料 3 食品安全モニターからの報告（平成 21 年 8 月分）について

6. 議事内容

◆小泉委員長 今日は大島副大臣がお見えですが、ちょっと遅れられているようですので、ただ今から第 305 回食品安全委員会を開催いたします。

本日は、7 名の委員が出席です。

先ほど申しましたように、大島敦内閣府副大臣、泉健太内閣府大臣政務官に御出席いただいております。

早速でございますが、まず政務官からごあいさつをお願いいたします。

◆泉大臣政務官 どうも皆様こんにちは。この度、内閣府大臣政務官ということで、この食品安全委員会の担当をさせていただくことになりました、泉健太と申します。

まず、本日は、冒頭にこうして副大臣からのごあいさつの予定があったわけですけれども、ちょうど消費者庁の移転の問題で大臣との緊急記者会見がございまして、1 時からの会見が長引いております。その関係で少し遅れますことをどうかお許しいただきたいと思います。後ほど、副大臣は

この会場に来られると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、各委員の皆様には、305回という大変数多い御審議を賜っておりまして、食品安全委員会の本分を本当に果たしていただいていることに、心から感謝を申し上げたいと思います。

そして、本日は、大変多くの傍聴者の皆様が来られておりまして、やはり食品安全に対する産業界や国民の皆様の関心が非常に強いということを私も実感しております。ある意味、リスク評価ということに関しては、どの政権になろうが変わらないものであると私は確信をしております。客観性、中立公正という観点で、これからも審議を続けていっていただきたいと思ひますし、また、色々と時代が変われば、リスクコミュニケーション等々、様々な進展もございしますので、そういったところは強化、充実を図りながら、是非、皆様にも、これから更に本分を果たしていただければと感じております。

ちょうどエコナの問題は、私もプロジェクトチームのリーダーとして、今回報告書を作らせていただきました。様々な御意見があるところかとは思ひますけれども、この問題も、今日、消費者庁の方から報告がなされることになっておりますので、後ほど是非、そのことについても、皆様にお諮りをさせていただきたいと思ひます。

我々新しい政権も、国民の皆さんの不安、期待に応えられるような消費者行政、食品安全行政を進めていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今日はどうもありがとうございます。

◆小泉委員長 どうもありがとうございました。

副大臣には、来られたときにごあいさついただくとして、先に進めたいと思ひます。

政務官もおっしゃいましたように、食品安全委員会は、食は命の源であり、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、食品中の危害要因による健康への悪影響につきまして、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正な立場で評価を行うことに努めております。

大島副大臣、泉大臣政務官におかれましては、食品安全委員会の運営に関しまして、また改めてゆっくりと御助言・御指導をいただければと存じます。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第305回会合）議事次第」に従いまして、議事を進めたいと思ひます。

本日は、厚生労働省から、水道課水道水質管理室の吉口水道水質管理官、久保室長補佐、監視安全課の道野輸入食品安全対策室長、農林水産省から、動物衛生課の沖田課長補佐、消費者庁から、相本食品表示課長にそれぞれ御出席いただいております。よろしくお願いいたします。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

◆西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は7つでございます。

まず、議事次第の後、資料1-1「食品健康影響評価について」ということで、「内閣総理大臣 鳩山由紀夫」と印鑑の付いたものでございます。

資料1-2「食品健康影響評価について意見を求めたことの下げについて」ということで「内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 菅直人」と印鑑の付いたものでございます。

資料1-3「エコナ関連製品への対応について『食品 SOS 対応プロジェクトーエコナを例にしてー』報告」。

資料1-4「食品健康影響評価について」ということで、「厚生労働大臣 長妻昭」と印鑑の付いたもので、水質基準、カドミウム及びその化合物に関するものでございます。

資料1-5「水道により供給される水の水質基準の設定に係る食品健康影響評価について」でございます。

資料2「米国産牛肉の混載事例について」という「Press Release」と書いてあるものでございます。

資料3「食品安全モニターからの報告（平成21年8月分）について」でございます。

資料の不足等ございませんでしょうか。

（報道関係者退室）

（2）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明 について

◆小泉委員長 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

最初に、「（2）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、10月8日付けで、内閣総理大臣から、新開発食品10品目について、食品健康影響評価の要請がありました。その後、資料1-2にありますとおり、10月9日付けで、内閣総理大臣から、当該評価要請の取下げがありました。

それでは、消費者庁の相本課長から説明をお願いいたします。

◆相本食品表示課長 消費者庁食品表示課長の相本でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料に則して御説明申し上げます。

議題であります新開発食品の評価要請及び評価要請の取下げということで、エコナクッキングオイル外 9 品目に対します評価要請及び評価要請の取下げについて御説明申し上げます。

評価要請、評価要請の取下げの御説明の前に、今回のエコナ関連製品に関します消費者庁としての対応の経緯につきまして御説明申し上げます。

まず、資料 1－3 を御覧いただきたいと思えます。

4 ページ、エコナ関連製品に関しましては、9 月 16 日に花王株式会社より、その販売を一時自粛するというので、特保の制度を所管する消費者庁として、このエコナの問題を含めました食品に関する問題についてどのような対応を行うかということで、9 月 29 日付けで、福島大臣の御指示により、庁内に「食品 SOS 対応プロジェクトーエコナを例にしてー」というプロジェクトを発足したところでございます。

趣旨としましては、特定保健用食品の許可を受けているエコナ関連製品に関しまして、食品の安全に対する消費者の不安が広がっている状況を踏まえて、消費者の不安の解消に資する取組の推進など、行政としての対応を検討するという事です。

「1. 構成員」といたしましては、冒頭、泉政務官からごあいさつがございましたとおり、泉政務官をプロジェクトリーダーとして、構成員として、消費者庁内の関係者から成るプロジェクトチームを 9 月 29 日に発足させたところでございます。

「2. 検討事項」といたしましては、特保の許可を行った食品について、その後、新たな科学的知見が生じた場合などにおける対応でありますとか、食品の安全性に関し、消費者から不安や懸念が寄せられた際の対応、あるいは消費者の的確な選択に資する情報提供の方法といったことを検討することで発足したところでございます。

「3. スケジュール」といたしましては、9 月 29 日に公表いたしまして、おおむね 1 週間を目途に、当面の行政の対応方針を取りまとめるということで発足したところでございます。

その後の経緯でございますが、5 ページ目でございます。「食品 SOS 対応プロジェクトにおける取組み」ということで、まず 9 月 29 日に、今、申し上げました「食品 SOS 対応プロジェクト」を発足させ、その翌日、10 月 1 日にエコナ関連製品に関する関係省庁等担当課長会議ということで、プロジェクト自体は消費者庁内に設置したものでございますが、その検討の一環として、関係省庁、厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会事務局、消費者委員会事務局の御参画をいただきまして、それぞれの関係省庁におきます取組状況、意見交換などを実施申し上げたところでございます。

さらに 10 月 6 日には、この食品 SOS 対応プロジェクトの会合の一環といたしまして、花王株式会社、食品安全委員会事務局に御出席いただきまして、これまでの経緯などについてヒアリングを

させていただいたところでございます。

これらの経緯を踏まえまして、食品 SOS 対応プロジェクトといたしまして、翌日、10月7日には、設置された第2回目の消費者委員会が開催されたところでございますが、その場でプロジェクトの検討状況、消費者委員の方々から意見をいただくといった意見交換の機会を実施したところでございます。

その翌日、10月8日、食品 SOS 対応プロジェクトの取りまとめということで、その公表を申し上げたものが1ページ目、「食品 SOS 対応プロジェクトーエコナを例にしてー」の報告でございます。

この内容につきましては、まず、エコナを例にしてということで、この特保の許可を得ているエコナ関連製品に関しましては、もともと厚生労働省が平成10から15年にかけて、特保に係る表示許可を行ったことが始まりでございますけれども、その許可が行われて以降、食品安全委員会におけますリスク評価の審議でございますとか、審議の過程におきます厚生労働省からの資料の提出などで、科学的知見の充実による当該許可に係る食品についての再審査を行うべき状況に至ったものと判断したということでございます。

再審査と申しますのは、特保の根拠法令でございます健康増進法第28条に規定がございますが、科学的知見の充実によって、特保の表示許可が適当でないと判断した場合には、消費者庁長官がその表示許可を取り消すことができることとなっております。健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第5条に、この再審査に関する規定というものが設けられているところでございます。

したがって、この「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令」に基づきまして、消費者庁長官として再審査手続を早急に開始することを決定し、この際に、内閣府令第5条の規定に基づきまして、食品の安全性に関しましては、食品安全委員会、消費者委員会の意見を聴くことになってございますので、その意見を聴いた上で、特保に係る表示許可を取り消すかどうかを消費者庁長官が判断するというところでございます。

また、消費者庁といたしましては、エコナ関連製品に関して、特保の再審査、食品安全委員会の審議に関し、消費者に広く情報提供するとともに、消費者とのリスクコミュニケーションの場等の積極的な活用を図る。

さらに、エコナ関連製品の製造事業者に対して、消費者に対する関連情報の提供、消費者からの相談等への対応、あるいは、今後の適切な広報、リスクコミュニケーション等の一層の充実を求めるというところでございます。

さらに、このプロジェクトにおきましては、エコナを例にしてということで発足いたしましたけ

れども、こういった問題につきまして、「2.」にございますが、例えば、国民生活センターとの連携、あるいは生活相談員への研修など、消費者に分かりやすい情報提供の在り方、事業者の対応の在り方などに関しまして、引き続き広く関係者の意見を求め、検討を行うといったこと、制度に関しましては、再審査中における特保に係る表示の取扱いなど法制面での課題でございますとか、健康増進法の目的でございます国民の健康の増進を図るための措置を図るという趣旨に照らして、特保に係る制度は今後どうあるべきかということで、消費者委員会における検討を求めるということを報告してございます。

また、食品安全委員会におかれましては、食品安全基本法の本旨に基づきまして、食品の安全性の確保に関する国際的動向、国民の意見についての一層の配慮を踏まえた審議、あるいは消費者庁と連携したリスクコミュニケーションの実施をお願いするといったことを報告内容としてございます。

この報告につきましては、10月8日、福島大臣ほか政務三役の共同の記者会見で公表いたしました、こういった内容につきまして、プロジェクトとしての報告をさせていただいたところでございます。

また、この報告を踏まえまして、消費者庁といたしましては、大臣の指示を得まして、「1.」の「(2)」にありますとおり、エコナ関連製品に関します再審査手続を開始するというところで、具体的に資料1-1でございますが、10月8日付けで内閣総理大臣より、食品安全委員会委員長に対しますエコナ関連製品に関する食品健康影響評価に関して意見を求めるという手続を開始させていただいたところでございます。

また、これと併せまして、資料1-3の6ページ目でございますが、消費者委員会委員長に対しましても、同じく内閣総理大臣名で再審査を行うに当たり必要な意見を求めるという諮問を行わせていただいたところでございます。

このような手続に入ったものと併せまして、同日10月8日の午後3時過ぎであります、花王株式会社さんより、資料1-3の7ページ目でございますが、エコナ関連製品に関するプレスリリースを公表されたところでございます。この内容につきましては、花王株式会社として、現在、懸案となっているグリシドール脂肪酸エステルを一般食用レベルにまで低減する技術の確立を図る。その上で、特保の新規申請手続を開始される。その一環として、これまで表示の許可を得ていたエコナ関連製品に関しまして、特保の許可の失効届を提出するというアナウンスを公表されたところでございます。また、この失効届の提出に関しましては、管轄の保健所に同日付けで提出したという御連絡を花王株式会社より消費者庁にいただいたところでございます。

このような状況を受けまして、同日の夕刻でございますが、再度、福島大臣より、臨時の記者会

見を行っていただきまして、このような花王株式会社からの特保の失効届の提出をいただき、これに伴いまして、対象となる特保の許可が失効したということをごさいます、この日に回収いたしました特保の再審査手続については取りやめる。ついては、食品安全委員会、消費者委員会に発出いたしましたそれぞれ健康影響評価、諮問手続に関しましては取下げるといった内容の会見が行われたところをごさいます。

このような経緯を踏まえまして、日付といたしましては、10月8日の翌日となっておりますが、資料1-2でごさいます。平成21年10月9日付けで、「食品健康影響評価について意見を求めたことの取下げについて」という文章を内閣総理大臣臨時大臣から食品安全委員会委員長に発出申し上げたところをごさいます。

また、同じく消費者委員会に対しましても、資料1-3の8ページにごさいます、この諮問手続について諮問しまして、同じく消費者委員会の委員長に諮問の取下げを行ったということをごさいます。

簡単でごさいます、私から経緯の御説明でごさいます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、大島副大臣が到着されましたので、ごあいさつをよろしくお願いいたします。

◆大島副大臣 遅れてしまいまして、誠に申し訳ありません。消費者庁での記者会見が長引きましたので、遅れてしまいました。

食品の安全性を確保するという事は、私たちの命や生活に直結するテーマとして、食品安全委員会の皆様の議論というのは、本当に国民にとって一番大切な議論ですので、皆様がしっかりと議論をされて、いい判断を下していただくことに、感謝とお願いを込めまして、私、大島からのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◆小泉委員長 ありがとうございます。

お急ぎの場合は、いつでも御退室をお願いいたします。

◆大島副大臣 最後までいたいんですけれども、いられないかもしれないので、ごめんなさい。

◆小泉委員長 ありがとうございます。

それでは、消費者庁からのただ今の説明について、何か御意見・御質問等がございましたら、お願いいたします。

廣瀬さん、どうぞ。

◆**廣瀬委員** エコナにつきましては、既に非常に多くの試験が行われておりまして、発がん性、遺伝毒性はいずれもないことが分かっています。それにもかかわらず、消費者庁で特保の取消しをしようとした理由が、今までいろいろ報道記事等を見てまいりましたけれども、よく分からないんです。

私なりに可能性を考えてみると、まずエコナにはグリシドール脂肪酸エステルが含まれておりまして、それが体内で遺伝毒性発がん物質であるグリシドールに変わる可能性がある。もし本当にそれがグリシドールに変わった場合に、グリシドールというのは遺伝毒性発がん物質ですから、その発がんに対して閾値が取れなくなる可能性があるということが1つだと思います。

それから、エコナの場合には、グリシドール脂肪酸エステルの含有量が外の植物油よりもかなり多いという可能性。それが2つ目かと思います。

3つ目は、発がんプロモーションの問題で、既に実験的に皮膚で発がんプロモーション作用があると分かっておりまして、また、今、食品安全委員会で審議中ではありますけれども、口腔、乳腺での発がんプロモーションの懸念がある。

4つ目は、消費者の不安があるのではないか。

私には、その4つ程度が考えられると思うんですけれども、消費者庁の判断というものはどうだったのでしょうか。是非教えていただきたいと思います。

◆**小泉委員長** お願いいたします。

◆**相本食品表示課長** 今の御質問でございますけれども、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第5条に基づきまして、消費者庁長官に再審査手続を行うことになってございます。その際に、消費者庁長官としては、新たな科学的な知見が得られた場合、その他必要と認められるときに再審査手続を行うことになってございます。

消費者庁といたしまして、資料1-3の3ページの④、⑤に簡単に書いてございますけれども、まず経緯といたしまして、平成17年より厚生労働省からの諮問によりまして、エコナに代表されるような「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」について諮問を行った。これについて種々の追加的な実験でありますとか、データが提出されているという状況にあり、これが現在

も進行している状況にあるということでございます。

もう1つ御指摘がありましたとおり、本年7月に新たな知見といたしまして、DAG 油中にグリシドール脂肪酸エステルが高濃度に含まれているといった旨の報告があり、現在、食品安全委員会におきまして、グリシドール脂肪酸エステルも含めたリスク評価も併せて行われているといったことで、こういった事情に関しましては、そもそも平成10年あるいは平成15年当時の特保の許可を行ったときにはなかった知見ということで、新たな知見であろうと。あるいは、もう1つ御指摘がありましたとおり、こういった状況を踏まえまして、消費者の方々より、エコナ特保の在り方について御心配される御意見をいただいているといった状況を踏まえて、消費者庁長官として再審査手続に入るといったことを判断申し上げたところでございます。

再審査手続につきましては、当然のことながら、特保を取消すかどうかの判断のためでございます。そのために必要な安全性のリスク評価につきまして、食品安全委員会に御意見をいただいて、その上で消費者庁長官がその必要性について判断するという仕組みになっているところでございます。

◆**廣瀬委員** そうしますと、グリシドール脂肪酸エステルの量が外の植物油よりもかなり多いということは、かなり大きなポイントになるわけでしょうか。

◆**相本食品表示課長** 花王株式会社より公表されたデータによりますと、御指摘のとおり、一般の油に比べてグリシドール脂肪酸エステルの量が多いといったことがデータとして示されております。御指摘のとおり、そういったことも再審査に入る考慮の要素であったと考えております。

◆**廣瀬委員** そうしますと、他の植物油というのはかなり少ないわけですが、そのくらいの量であれば、大きな問題ではないという立場でしょうか。

◆**相本食品表示課長** そもそも私ども消費者庁として再審査手続に入らせていただいたのは、具体的に許可を得ているエコナというものについて再審査に入るかどうかということでございまして、エコナに関しましては、今、申し上げたとおり、グリシドールに関しては、一般の油に比べると相当量多いという事情があったことから、再審査に入る必要があると判断したところでございます。

◆**廣瀬委員** 分かりました。ありがとうございます。

◆小泉委員長 よろしいですか。

外の委員でございますか。見上さん、どうぞ。

◆見上委員 資料1-3の1ページ、「2.」の最後の「さらに、食品安全委員会においては」という4行について、御説明いただきたいです。

食品安全基本法第5条には、食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

要するに、食品の安全性の確保はこのようなことで行わなければならないと書いてあるんですけども、ここの「さらに」以降、大体趣旨は分かるんですが、「第5条の本旨に基づき、食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見についての一層の配慮を踏まえた審議とともに、消費者庁と連携したリスク・コミュニケーションの実施を求めたい」と書いてあるわけです。

ここの「国民の意見についての一層の配慮」は当然のことだと思うんですけども、我々食品安全委員会は、あくまでも科学的根拠に基づいて講じられる安全性の確保は、この文章から言ったら、どういうふうに取り扱ったらよろしいんですか。その辺を御説明ください。

◆相本食品表示課長 今の御質問にお答えします。

国民の意見についての一層の配慮ということでございますけれども、これにつきましては、冒頭、泉大臣政務官のごあいさつにもありましたとおり、あるいは先週の記者会見の際に政務三役からも御説明がございましたが、まず、食品安全委員会におけます科学的評価の中立性が損なわれてはいけないという前提の下に、私どもも当然考えているところでございます。その上で国民の意見についてということで、この文でございますが、例えば、今回のエコナの例で、結果としては諮問については取下げさせていただいたんですが、そもそもエコナに関する消費者の皆様のご関心は非常に高いということで、諮問申し上げている際に、その審議ができるだけ迅速に済み、速やかに結論を出していただくということは、1つの国民の意見についての配慮と言えるのではないかとといったような観点から、このような書きぶりをさせていただいたところでございます。

◆見上委員 よく分かりました。食品安全委員会は科学的な事実に基づいてということにスタンスを置いていますので、それが飛んでしまうと、食品安全委員会はもちませんので、その辺は十分配慮していただきたいと思います。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。今、見上さんのおっしゃったように、もちろん、リスクミに関してはそういった消費者とか一般国民の方々の配慮というのは大事だと思いますが、我々委員会が行っている重要なリスク評価というのは、科学的知見に基づいて中立公正に行っていくことが大前提ですので、そこを踏まえた上でのリスクミだと御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

外の委員の方々、御質問や御意見はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、今回の再審査要請及びその取下げは、厚生労働省からの諮問を受けて行っております。今までの「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について」に関する調査審議とは別の、エコナ関連商品 10 品目の特定保健用食品の表示の許可について行われたものであると委員会では理解しております。

したがいまして、食品安全委員会としては、今後とも、「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品」の安全性について、その不純物であるグリシドール脂肪酸エステル等の安全性も含めて、厚生労働省に依頼している追加資料が提出され次第、速やかに、これまで得られている科学的知見と併せて、調査審議を行っていくこととしております。

また引き続き、科学的根拠に基づいて、事業者や消費者のどちらにも偏ることなく、客観的で中立公正な立場から、国民の皆様の不安や関心に対して分かりやすく工夫しながらお答えしていきたいと考えております。

相本課長、どうもありがとうございました。

(相本食品表示課長退室)

◆**小泉委員長** 続きまして、資料 1－4 にありますとおり、10 月 9 日付けで、厚生労働大臣から、「カドミウム及びその化合物に係る水道により供給される水の水質基準の改正について」、食品健康影響評価の要請がありました。厚生労働省の吉口水道水質管理官、久保室長補佐から御説明をお願いいたします。

◆**吉口水道水質管理官** 厚生労働省で水道水質管理官をしております吉口でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

資料に基づきまして、特に、資料 1－5 に則しまして御説明申し上げたいと思います。

水道法に基づきます水質基準につきましては、厚生労働省令におきまして、現在、50 の項目を定めておりますが、正常な水を供給するためには、最新の科学的知見に従って、常に見直しを行う必

要があるとの考えに立ちまして、逐次の改正を行ってきております。

このような考えの下、私ども厚生労働省は、昨年 12 月になりますが、厚生科学審議会生活環境水道部会におきまして、厚生労働科学研究による研究成果や食品安全委員会から示されました健康影響評価といった最新の知見等を踏まえ、水質基準の見直しを行うことについて報告をし、その方針について了承を得たところでございます。

こうしたことから、今般、資料 1－4 にございますように、食品健康影響評価について、貴委員会の御意見をお伺いしたものでございます。

具体的には、昨年 7 月に貴委員会から、食品健康影響評価の結果としまして、カドミウムの耐容週間摂取量につきまして、単位体重当たり $7 \mu\text{g}$ とする旨、当省に御通知いただきました。

また、本年 8 月 20 日、米のカドミウム成分規格改正に係る食品健康影響評価の結果としまして、同様の通知をいただいたところでございます。

この耐容週間摂取量に基づきまして、飲料水の寄与率を 10% とするなどとして、水道水質に係る評価値を試算いたしますと、 0.003 mg/L となります。対しまして、現行の水質基準値は 0.01 mg/L でございます。また、新たな評価値の方に照らしまして、浄水におけるカドミウム及びその化合物に係る最近の検出状況を見ますと、ほとんどは新評価値の 33% 値、つまり現基準値の 10% 値以下でございます。

平成 17 年度に 1 地点で 33% 値を超える値 0.002 が検出されてございます。最新の平成 19 年度につきましても、資料 1－5 の 9 ページにお付けしてございますが、新評価値の 33% を超える 0.002 が 2 地点検出されております。ただしこれら 2 時点は、同一の水道に係るものでございます。

したがいまして、当該項目については、引き続き水質基準項目に位置付けをしました上で、その基準値を 0.003 mg/L 以下に評価することが適切であると考えているところでございます。

このため、食品安全基本法の規定に基づきまして、カドミウム及びその化合物に係る水質基準を改正することにつきまして、貴委員会の意見を求めることとしたこととさせていただきます。

なお、カドミウムの毒性に関する知見につきましては、現在の耐容週間摂取量を御通知いただきました本年 8 月 20 日以降、新たな知見がないかということで確認をいたしましたが、確認ができなかったところでございます。この点を御報告申し上げます。

また、貴委員会から御見解が示されましたら、意見募集等の所要な手続を速やかに進めました上で、水質基準省令の改正を行いたいと考えているところでございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意

見・御質問がございましたらどうぞ。

畑江さん、どうぞ。

◆畑江委員 資料1－5に参考資料が付いていて、そこに原水と浄水のデータがありますけれども、実際に私たちの口に入るのは水道管を通して、蛇口から出てきたものですね。それに関するデータはありますか。

◆吉口水道水質管理官 御質問いただきました蛇口から口に入るものにつきましては、浄水のデータということで、全国の水道事業者が蛇口から出てきました浄水の水質検査を実施しております。これを収集、整理した全国5,000地点以上の測定データということで、今回も9ページの参考資料に載せさせていただきましたが、そうした測定データを収集、整理しているところでございます。

◆畑江委員 今、整理中ということですか。

◆吉口水道水質管理官 いいえ。

◆畑江委員 この浄水というのは、蛇口から出た水なんですか。

◆吉口水道水質管理官 蛇口から出た水でございます。

◆畑江委員 ありがとうございます。

◆小泉委員長 廣瀬さん、どうぞ。

◆廣瀬委員 今回の質問に関連した事項ですけれども、日本ではかなり土壌中のカドミウムが多い地域があると思うんですが、そういう多い地域からの原水でカドミウムが多くても、水を浄化すればカドミウムは0.003 mg/L以下になるということによろしいでしょうか。

◆久保室長補佐 まず、全国的に見れば、地質等の影響でカドミウムの濃度の高い原水というのは確かに存在します。最初に水道事業者は、なるべくそのような原水を使わない、なるべくきれいな水源を求めることをやります。

そうは言っても、今回の資料1-5の最後のページの「表」を御覧いただきますと、表の上半分が原水のデータですが、この右端、評価値の90%超とか100%超というところに1地点、2地点と入ってきています。

ということで、どんなに頑張っても、やはり地域的には原水にカドミウムが結構な濃度で含まれるという場所があるにはあるんですが、浄水処理によって完全にゼロまでというのは難しいんですけれども、凝集、沈殿、濾過といったプロセスでかなりの部分は取れていて、今の基準値あるいは今後の新しい評価値以下に落とすことができるという状況で今は推移しているところでございます。

◆**廣瀬委員** そういう地域の方でも安心して水道水は飲めるということですね。

◆**久保室長補佐** はい。

◆**廣瀬委員** 分かりました。

◆**小泉委員長** 外にございませんか。

私が思い違いをしていたかもしれないんですが、浄水というのは、浄水場がありますね。そこでのデータではないのでしょうか。

◆**久保室長補佐** 言葉の遣い方の問題としまして、確かに「浄水」と書いて浄水場出口を指して、給水栓は給水栓という言い方をする場合もあるんですが、こちらでお示しした資料で「浄水」と言っているものは、蛇口の方のデータであります。

◆**小泉委員長** そうですか。私は以前、公衆衛生学を教えていた関係上、水道水の水質基準というのは、蛇口をひねったときの水だと決まっていると思うのです。そうすると、いまだに鉛管を使っているようなところも多少は残っている。その場合、送られてくる間に汚染等がゼロではないだろうと推測されるので、この浄水というのがどこの水なのかということが知りたかったわけです。

◆**吉口水道水質管理官** 久保が説明いたしましたように、今回の資料で御報告しております浄水というのは、蛇口から出てくる給水栓の水ということでございます。

委員長から御指摘がありました鉛の給水管の方につきましても、まだ残存している部分がございます。

まして、今、全国の水道事業者の協力も得まして、基本的には給水管と呼ばれる個人の方の持ち物の部分で鉛管が残っておるんですけれども、そちらも解消を進めているところでございます。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。その外にどなたかございますか。

野村さん、どうぞ。

◆**野村委員** 改めて確認をしたいんですけれども、リスク管理機関側としては、これまでの耐容週間摂取量 TWI $7 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週に影響を及ぼすような知見の存在は確認されていないということによろしいですか。

◆**吉口水道水質管理官** 先ほども御説明申し上げましたが、厚生労働科学研究の中でも WHO の飲料水水質ガイドラインの検討の動向も含めまして、情報収集をしているところでございますけれども、8月20日以降の2か月間で、新たな知見は私どもで確認できなかったところでございます。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。

見上さん、どうぞ。

◆**見上委員** 新たな知見は厚労省の方でも確認できなかったということですが、我々食品安全委員会でも、常日ごろ、情報収集を行っておりまして、新たな知見の収集や確認を行っております。

カドミウムの評価につきましては、先ほど御説明がありましたように、約2か月前に再評価が終了したばかりです。その後、評価結果の耐容週間摂取量 $7 \mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週に影響を及ぼすような新たな知見の存在は確認しておりません。それを付け加えておきます。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。外にございませんか。

村田さん、どうぞ。

◆**村田委員** 1つ教えてください。日本の基準はこのようなことですが、外国の基準は大抵同じようなレベルなんでしょうか。

◆**久保室長補佐** 各国の基準という形では把握しておりませんが、WHOの方で各国に向けて飲料水の水質ガイドラインというものを示してございまして、その数字は今回の評価値案と同じ 0.003

であります。

◆**村田委員** ありがとうございます。

◆**小泉委員長** よろしいでしょうか。外にございませんか。

それでは、カドミウムにつきましては、当委員会における食品健康影響評価を行いまして、平成21年8月20日付け府食第789号によりまして、カドミウムの耐容週間摂取量を7 μ g/kg体重/週という評価結果を通知したところでございます。その後、新たな知見の存在は確認されておられません。

したがって、この耐容週間摂取量に基づいて算出されました水質基準値案0.003 mg/Lについては、現行水質基準よりも約3分の1の厳しい値でございますので、人の健康に悪影響を及ぼすものではないと考えられます。

したがいまして、本年10月8日付けの食品安全委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の1の(1)に、委員会が、関係各大臣から提出されました資料等により、新たな科学的知見の存在を確認できないときは、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと認められる旨を関係各大臣に通知することができるものとするという規定がございますが、そのことに本件が該当するというので、委員の方々よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

◆**小泉委員長** 分かりました。

それでは、事務局の方で手続をお願いいたします。

吉口水道水質管理官、久保室長補佐、どうもありがとうございました。

(3) 米国産牛肉の混載事例についての対応状況等について

◆**小泉委員長** それでは、次の議事に移ります。

「(3) 米国産牛肉の混載事例についての対応状況等について」です。厚生労働省の道野室長及び農林水産省の沖田課長補佐から説明をよろしくお願いいたします。

◆**道野輸入食品安全対策室長** 厚生労働省の道野です。よろしくお願いいたします。

それでは、配布されている資料2に基づいて御説明いたします。

先週の金曜日、米国産牛肉の中から対日輸出条件に適合しないものが発見されたということで公表した事例でございます。

資料の「1.」にございますとおり、10月9日、輸入業者から港区の保健所を通じて、9月16日に輸入された牛肉、全部で732箱ということで、注釈の方に出荷施設、輸入業者、品目、数重量ということで記載してございますけれども、この中に米国農務省発行の衛生証明書に記載がないもの、要は、米国農務省として輸出を認めたものではないという趣旨のもの（ショートロイン（骨付き））1箱（約16kg）が混載されていたという旨の連絡がございました。

私どもの方で今年の4月に発生しました同様の国内でせき柱の付いた牛肉が発見されたという事例を踏まえて、輸入業者に対してこういった輸入条件に違反する可能性があるものがあれば、食品衛生法に基づいて報告するようというところで報告を求めており、これに基づいて報告があったということでございます。したがって、報告のルートとしては、保健所、検疫所の両方から報告がございました。

「2.」は、港区の保健所が当該貨物を検査したところ、輸入条件違反であるせき柱を含む牛肉が1箱（約16kg）含まれている。中身は肉のブロックが2つ箱の中に入っていたというものでございます。

「3.」は対応でございます。今、申し上げているとおり、こういった、せき柱があれば、普通箱を見れば分かりますので、報告は上がってくるという仕組みになっているわけでございますけれども、念のため同時に輸入された貨物731箱について、同種の問題がないかどうかということで、自治体を通じて調査いたしております。

さらに、当該出荷施設から輸出された貨物については、輸入手続を停止するという措置を採っております。

本件につきましては、他の事例と同様、在京米国大使館を通じて、米国農務省に対してこういった対日輸出条件に違反したということにつきましての原因について、直ちに詳細な調査を要請するという対応でございます。

私どもといたしましては、こういった調査結果等々を踏まえつつ、今後の対応について更に検討していくという対応になっております。

以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、何か御意見、御質問がございましたら、どうぞお願いいたします。いかがでしょうか。

畑江さん、どうぞ。

◆**畑江委員** ちょっと教えてほしいんですけども、タイソンという会社は前にも問題を起こしたところではないですか。もしそうだとしたら、再びこういうことを起こすというのは、構造的というか、何か問題があるところではないのでしょうか。

◆**道野輸入食品安全対策室長** 前は約2年前に、確か月齢条件だったと思いますけれども、それに適合しないというものが混載されていたという事案がございました。その後、米国側の調査に基づいて再発防止措置を採って、累計で約2,000トン輸出がございました。その間に新たな問題は確認をされていないというところで、今回またこういった事例が起きたということでもあります。

御指摘のようなタイソンという会社についての問題があるのか、それとも実は前回も同じ工場なわけでありましてけれども、外のタイソンの工場では今まで問題ないわけがございますから、こういった工場についての特例な問題があるのかどうかということも含めて、米国の調査結果というものに私どもも今後注目して、対応していきたいと考えております。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。

畑江さん、よろしいですか。

◆**畑江委員** はい。

◆**小泉委員長** 野村さん、どうぞ。

◆**野村委員** 関連してですけれども、アメリカに対して、今、出たような問題意識というのは伝えてありますか。

それから、いつごろ回答が出てくるのか教えてください。

◆**道野輸入食品安全対策室長** 米側に対しましては、もちろん、今のようなことも含めて伝えるわけがございます。

まだ先週の金曜日に発生して、その後、向こうで調査が始まっているとは聞いているんですけども、正確なスケジュールだとか見通しについては、まだ照会中でありまして、米国側ともよく情報共有をしながら対応していきたいと思っております。

◆小泉委員長 どうぞ。

◆野村委員 以前7月30日に委員会に報告をした問題の結果もまだ出ていないんですが、これはどうなっていますか。

◆道野輸入食品安全対策室長 2カートン混じていたという件でございますけれども、これにつきましても、まだ米国側から報告書は出てきておりません。米国側のシステムから申しますと、もちろん、プラントでの調査なり、農務省の方が実際に施設に行き確認をし、また検証もするという、あちらもそれなりにきちんとした調査をするという観点で対応していますので、そういった調査に係る物理的期間もございます。

ただ、あまり時間を要するというのも、こちらとしては、やはり問題の性質が分からないまま放置されるというのは良くないことですので、その辺につきましても、更に督促をしていきたいと考えています。

◆野村委員 速やかな報告を促してほしいと思います。

◆道野輸入食品安全対策室長 分かりました。

◆小泉委員長 外にございますか。

村田さん、どうぞ。

◆村田委員 一義的には多分米国の問題だと思うんですけども、こちら側の問題としては、検査で結局は引っ掛かってきたんですが、今は全箱をやらなくなりましたね。抜き取りということをやっているんですけども、どれぐらいの割合でやっているのかということと、先ほどの資料だと輸入業者から保健所に対して届出があったということですが、実際の食肉業者とこの輸入業者の関係はどうなっているのか、その辺を教えてもらえますでしょうか。

◆道野輸入食品安全対策室長 先ほど若干説明のときに触れましたけれども、昨年4月に、同様に国内で1箱こういったせき柱の付いた牛肉が発見されました。それ以降の体制といたしましては、要は、今、御説明したような数百箱に1箱混じているものが通常のこういった混載事例の形態ですので、全部箱を開けなければ発見することは難しいわけでございます。

ただ、ではそれに、例えば、年間6万6,000トンという輸入量でありまして、箱数にすれば、それに50を掛けるとか、100を掛けるというものが母数で、年間、数箱こういったものが出てくるという実態を踏まえますと、やはり幾つかの段階でチェックをしていくというシステムを講じるべきだろうと私どもは考えておりまして、昨年5月以降の体制といたしましては、まず、倉庫の搬入時に、実際に送ったもののリストは当然ございますので、それとカートン表示との確認ということで、ラベル自体がおかしなものは、そういうところでチェックしていく。

さらに、農林水産省の動物検疫所、厚生労働省の検疫所において、書類の審査と現場の検査を行う。これは、もちろん抜き取りでございます。そういったことをやる。

さらに、国内流通時につきましても、実は各輸入者に、新しい輸入者が出てくれば、その都度、輸入者に対して、こういった輸入条件違反の可能性があるものにつきましても、報告をなさいということをお食品衛生法に基づいて求めております。いわゆる義務付けているという仕組みにしております。その米国産牛肉の輸入形態上、通常、枝肉を分割して、部分肉の形態、1つの塊が数kgか10kgぐらいのものでございますので、通常そういったものは消費者にダイレクトに箱ごとに行くということにはございません。したがって、流通上のこういったものの特性からいいますと、流通段階のどこかで必ず開梱されて、中身の確認がございまして、そういった意味でいうと、流通の途上で発見されると想定しておりまして、その情報を確実に法律に基づいて報告を求めることによってキャッチしていこうという仕組みで対応しているところでございます。ですから、輸入時の検査の抽出基準というのは、さほど高いものではありません。

それと、厚生労働省の検疫所での輸入時検査というのは、例えば、輸入実績が一応1,000トンラインにしていまして、1,000トンで問題のないものが続けて輸入されれば、検査としては通常のランダムなチェックになり、普通の食品と同じような形になります。それまでは、例えば、輸入実績が100トン未満の場合には、全ロットで抽出の数も、例えば、500個以上の場合で一番厳しい場合だと125箱ぐらいは開けるということにしていますけれども、輸入実績がかなりあって、例えば、1,000トン以上問題のない輸入実績があるようなところは、500カートンの輸入があっても5箱程度ということになります。そこはそういった過去の問題があったか、なかったかという履歴によって、頻度を変えております。

◆小泉委員長 よろしいでしょうか。

◆村田委員 どうもありがとうございました。

◆小泉委員長 外の委員の方々、いかがでしょうか。

廣瀬さん、どうぞ。

◆廣瀬委員 この牛の当該品については、20 か月齢以下の牛由来であることが報告されているという微妙な言い方になっているんですけども、これは実際にどのように20 か月齢以下ということを確認されているのでしょうか。単なる書類上確認されたということでしょうか。

◆道野輸入食品安全対策室長 この点につきましては、事例の報告があったときに、直ちに米国側に問い合わせをしました。このもの自体は、ナチュラル何とかビーフという、ブランド物にして、特定の種類の牛を特定の条件で肥育して、対日輸出条件に合うものは日本に輸出するというプログラムの中のものでした。その記録がアメリカ側の処理場で確認ができたということで、もちろん書面に基づく報告をしてもらって、確認ができたということで、このような記載になっております。別に他意があるわけではございません。

◆小泉委員長 よろしいでしょうか。

◆廣瀬委員 はい。

◆小泉委員長 外にございますか。

野村さん、どうぞ。

◆野村委員 お願いなんですけど、この種のものには検査体制の充実も大事なんですけど、より確実に、なおかつより適正にというか、効率的に進めるには、現地の安全確保策というか、出荷体制をきちんとされているということが非常に重要だと思うんです。

ですから、お願いとしては、これからは現地がどういう状況なのか、引き続き観察、監視をしっかりやっていただきたいと思います。

◆小泉委員長 ありがとうございます。

見上さん、どうぞ。

◆見上委員 厚生労働省並びに農林水産省から、BSE に詳しい方がお2人そろったので、この混載

事例と全く関係ないことなんですけれども、先ほど読んだ食品安全基本法の第5条には、こういうふうに書いてあるんです。

ちょっと端折りますけれども、食品の安全性の確保に関する国際的動向を考慮して、科学的知見に基づいて評価をするとなっているわけですよ。特に BSE は、国際的な動向からはるか遅れてしまって、相も変わらずいろいろなことをやっているわけなんですけれども、その辺も、もうそろそろ管理官庁はしっかり考えてもらわないと、これは永遠の課題になって大変だと思いますので、その辺はお願いいたします。

◆小泉委員長 厚労省か農水省から御意見ををお願いします。

◆沖田課長補佐 農水省の動物衛生課の沖田と申します。

見上委員が御指摘のとおり、この BSE に関する国際的な動向というのは、1つあるのは、国際基準として WHO にも認められている国際獣疫事務局における基準というものがあるわけですし、我々は今年の5月の総会におきまして、この BSE に関して OIE は各国のリスクステータスを認定しているわけなんですけれども、その OIE の基準に基づいて管理されたリスクというステータスの認定を受けるといった国際的な流れに、我々もこれまでやってきたような対策、現在やってきているような対策について、そういった認定を受けるということも行ってきております。

もちろん、OIE の基準というものについても、よく検討を踏まえながら、リスク評価機関である食品安全委員会における御意見等もよく伺いながら、この BSE に関するリスク管理について、的確に実施していきたいと考えます。

◆小泉委員長 見上さん、よろしいですか。

◆見上委員 結構です。

◆小泉委員長 分かりました。ありがとうございます。

それでは、私の方から1点だけ。

このタイソンというと、先ほど道野さんからおっしゃったように、前回と今回と同じ工場だということなんですけど、タイソンというのは、アメリカにたくさん工場があって、いつも同じ工場から来るわけでしょうか。いつもといっても2回ですが、いつも同じ工場で問題が起こるのかということと、日本はこの工場からしか輸入していないのか、あるいは米国全体の工場から輸入しているの

か。そういった問題のおきた工場であれば、今後出荷停止とか、など何か考えられていることがあるのでしたら、お願いします。

◆**沖田課長補佐** タイソン社に関する実績ですけれども、タイソン社というのは、アメリカの中でも大きな会社ですので、たくさん工場はあるんですが、タイソン社が日本に牛肉を輸出できる、いわゆる認定を取っている工場は7施設あります。7施設全体でこれまで日本に輸出された牛肉のどのぐらいのシェアを占めるかということではいますと、約13%。それから、この工場自体でいきますと、全体の約1.4%ということになっています。

◆**小泉委員長** 今後、何か考えられているのかどうか。

◆**沖田課長補佐** まずは、先ほど資料でも御説明しましたように、アメリカ側にも詳細な調査について早急に報告するようにとっておりますので、そういった情報も踏まえながら、早急に検討していきたいと思っています。

◆**小泉委員長** ありがとうございます。道野さんの方からはよろしいですね。

◆**道野輸入食品安全対策室長** はい。

◆**小泉委員長** 分かりました。

その他ございませんか。村田さん、どうぞ。

◆**村田委員** 先ほどの見上委員の質問に関係するんですけれども、ちなみにこの事例は、先ほどの国際基準でいうと問題にはならないのでしょうか。

◆**沖田課長補佐** OIEの国際獣疫事務局の基準に照らしますと、当該製品は20か月ということが分かっているということに基づきますと、20か月のせき柱というものについては、OIEの基準からは、いわゆる特定危険部位というものには該当していません。

◆**村田委員** 分かりました。

◆小泉委員長 よろしいでしょうか。

外にございませんか。

それでは、今回の事案につきましては、全箱検査を終了し、抽出検査とした時点で、流通関係者等にも協力を求めて構築した監視システム内で発見されたものでありますので、監視体制に問題はなかったということでした。

また、報告を聞いた範囲では、この事案によって国民への BSE リスクが高まったとは考えられません。しかし、米国産牛肉の混載事例は7月にもあり、脊柱の混載は累計で3例目という事です。本件に対する国民の関心が高い中、このようなことが続きますと、国民の信頼を確保する上で非常に問題と考えます。リスク管理機関を中心に、関係者は更に注意深く対応してください。お願いいたします。

厚生労働省と農林水産省は、今回の事案につきまして、発生原因の調査と再発防止に努めていただき、7月の事案と併せて、分かり次第、御報告をいただきたいと思っております。

道野室長、沖田課長補佐、どうもありがとうございました。

(4) 食品安全モニターからの報告（平成21年8月分）について

◆小泉委員長 それでは、次の議題に移ります。

「(4) 食品安全モニターからの報告（平成21年8月分）について」です。事務局から報告をお願いいたします。

◆小野勸告広報課長 それでは、資料3に基づきまして、「食品安全モニターからの報告（平成21年8月分）について」を御説明申し上げます。

モニターからの報告ですけれども、8月中は19件ございました。

詳しい内容については、2ページ目以降に記してございます。

「1. 食品安全委員会活動一般関係」については、1件ございました。

リスク評価の独立性と中立性を守るということで、委員の人事に関しましての御意見でございます。

これにつきましては、6月30日に、日本学術会議会長から、7月1日に、食品安全委員会委員長談話がそれぞれ発表されております。この中でも申し上げておりますけれども、今後とも、「科学に基づく新しい食品安全を守るしくみ」について、1人でも多くの皆様に御理解いただけるよう努力していきたいと考えているところでございます。

「2. リスクコミュニケーション関係」については、2件ございました。

まず1つ目が、消費者の情報提供について、良い面、悪い面の両方を納得して選択できるよう、正確に分かりやすく伝えることが大切なのではないかという御意見。

2つ目が、メールマガジンに掲載された専門委員だよりに関する御意見で、情報提供がうまくいったときの検証が大切ということでございますけれども、これに関して、消費者に科学的に中立公正な情報提供をする信頼できる環境を作ることが、食の安全確保に大切だという御意見でございます。

これに関しまして、当委員会からのコメントですが、食品安全委員会は、食品中に含まれる危害要因が人の健康に及ぼす悪影響の程度を評価する機関であるということとともに、食品の安全性についても、消費者等との間で情報の共有あるいは意見交換を行うリスコミ活動に積極的に取り組んでいるところでございます。特に、意見交換会、ホームページ、メルマガなどの情報提供、また、食品の安全性を分かりやすく解説したDVDソフトなどを作成しており、これからも分かりやすい情報提供に積極的に取り組んでいくこととしております。

また、マスメディアに対しましても積極的に情報提供を行うということで、懇談会あるいは勉強会を時機に応じて実施しているところでございます。

今後とも、様々な機会を利用しながら、食品の安全性に関する科学的に正しい情報を正確に分かりやすく提供してまいりたいという考えでございます。

「3. 食品添加物関係」については、1件ございました。

食品添加物が決められたとおりに使用されることが大事ですけれども、これを監視指導して公表していくシステムが機能していないと、消費者は安心できないのではないかという御意見でございます。

食品添加物に関しましては、厚労省からの依頼を受け、毒性試験の結果等に基づきまして、リスク評価を実施しているところでございます。その結果に基づいて、厚生労働省におきまして、使用基準を必要に応じて定める、あるいは具体的にリスクを低減する措置や規制・指導などの施策が実施されているところでございます。

委員会が実施しましたリスク評価の詳細につきましては、ホームページに掲載されているところでございますので、是非、御覧くださいというコメントでございます。

それから、この件につきましては、厚労省からもコメントをいただいております。

「4. 農薬関係」については、2件ございました。

ブランド野菜のピーマンが回収されるという事件に関する御意見と、農家の軒先あるいは道の駅で農産物が売られておりますが、ルールに基づき農薬を使用しているのかどうかの疑問があるという御意見でございます。

これにつきましては、関係行政機関に回付しているところでございます。

5 ページ、「5. 遺伝子組換え食品等関係」については、3 件ございました。

1 つ目は、遺伝子組換え作物について、大量に食しても健康に問題は生じないという発表をしておりますが、これを好んで食する人は少ないのではないかという御意見。

2 つ目は、科学的な根拠に基づく安全性について、学校教育あるいは大人への啓発といった両面から、至急、取り組む必要があるという御意見。

3 つ目は、消費者に受け入れてもらうための情報発信が必要ではないかというものでございます。

委員会のコメントですが、遺伝子組換え食品につきましては、リスク管理機関からの要請によりまして、リスク評価を食品安全委員会が行っております。

遺伝子組換え食品の安全性につきましては、遺伝子組換えによって新たに付け加えられたすべての性質と遺伝子組換えによって他の悪影響が生じる可能性がないかという点について、非遺伝子組換え食品と比較して評価を行っているところでございます。

結果につきましては、ホームページに掲載しております。

また、食品安全モニターの皆様には、このような評価のことについても、是非、多くの方々にお知らせしていただくという先導的な役割を担っていただいておりますので、この点、どうかよろしくお願ひしたいということでございます。

6 ページ目には、厚労省からのコメントをいただいております。厚労省でもホームページやパンフレットを作成して、リスクコミュニケーションを行っているところでございます。

「6. 新開発食品関係」については、1 件ございました。

体細胞クローン牛・豚について、安全性が確実なものになるよう、死産、流産等の発生頻度が高くなっているようですけれども、これらの「負」の要因をなくす科学的技術を望むという御意見でございます。これについては、関係行政機関に回付しているところでございます。

「7. 食品衛生管理関係」については、3 件ございました。

1 つ目は、カンピロバクターの食中毒に関する御意見でございます。

食品安全委員会からのコメントですが、カンピロバクターにつきましては、食中毒の原因物質として上位を占めているものの1 つでございます。今年6月に、リスク評価結果を取りまとめて、リスク管理機関に対し適切なリスク管理措置を検討するよう通知したところでございます。

これにつきましては、今後とも情報提供に努めることをやっていきたいと考えております。

また、下の方に厚労省からのコメントを記しております。厚労省からも食中毒の関係で注意点につきまして注意喚起をしているところでございます。

8 ページ目に2 つございます。

輸入食品への検疫体制についてという御意見と、中国産養殖ウナギの安全性についての御意見が書かれております。

これにつきましては、厚労省からコメントが寄せられております。

9 ページ、「8. 食品表示関係」については、1 件ございました。

加工業者や流通業者に表示規格を遵守させるため、守りやすい基準設定が必要であると考えという御意見でございます。

これにつきましては、今回から消費者庁からコメントをいただいております。必要な情報を正確に記載するということが表示の意義でございまして、消費者にとって分かりやすい基準になるよう検討してまいりたいという中身でございます。

最後に「9. その他」については、全部で5 件ございました。

1 つ目は、放射線照射の食品の対象拡大について取り上げていただきたいという御意見です。

当方からのコメントといたしまして、18 年度の自ら評価の候補として挙がっておりますけれども、放射線照射食品につきましては、ばれいしょ以外では認められておりませんで、健康被害が生じたり、生じるおそれがある状況にはないということでございます。この点につきましては、情報を提供してほしいというニーズが高いものでございますので、引き続き、国内外のいろいろな情報を集めることにいたしておるところでございます。

10 ページ目には、厚労省からのコメントをいただいているところでございます。

最後に、10 ページ目の下から 11 ページ目にかけて 4 件いただいております。

1 つ目は、先ほど申し上げました放射線照射の食品の輸入についての御意見。

2 つ目は、人工海水の技術を用いた魚の安全性についての御意見。

3 つ目は、中国産野菜の輸入の増加についての御意見。

4 つ目は、青果市場流通の崩壊が食の安全に与える影響についての御意見。

以上の4 つの御意見につきましては、関係行政機関に回付しているところでございます。

報告は以上でございます。

◆小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたら、よろしく申し上げます。

ありませんか。

それでは、外に何か議事はございますでしょうか。

◆大谷事務局次長 事務局ですが、特にございません。

◆小泉委員長 分かりました。

それでは、これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、10月22日（木曜日）14時から開催を予定しております。

また、来週10月19日（月曜日）13時30分から、「遺伝子組換え食品等専門調査会」が公開で開催。

引き続きまして、14時から非公開で開催されます。

20日（火曜日）14時から、「添加物専門調査会」が公開で開催。

21日（水曜日）14時から、「農薬専門調査会総合評価第一部会」が非公開で開催される予定となっております。

また、食品安全委員会では、食品安全委員会の活動とか委員会からのお知らせをタイムリーにお届けするため、週に1回、メールマガジンを配信しております。食品安全委員会のホームページ上から、簡単に読者登録することができますので、是非、御利用いただければと思います。

以上をもちまして、第305回食品安全委員会会合を閉会といたします。

どうもありがとうございました。